

一般財団法人医療情報システム開発センターの所有する
OIDの使用についての覚書

本書は、一般財団法人医療情報システム開発センター（以下、「MEDIS-DC」という。）が所有するOID“1. 2. 392. 200119. 6”の使用について、以下のとおり覚書を締結するものである。

1. 東京大学が使用していたMEDIS-DCが所有するOIDの“1. 2. 392. 200119. 6. 100以降”を、東京大学は厚生労働省へ委譲する。
2. 厚生労働省は、MEDIS-DCが所有するOIDの“1. 2. 392. 200119. 6. 100以降”を使用する。
3. 厚生労働省は、OIDの“1. 2. 392. 200119. 6. 100以降”に新たに追加を行う場合には、あらかじめ東京大学およびMEDIS-DCに対してその内容について情報共有するものとする。
4. 本覚書の有効期間は締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の1ヶ月前までに、いずれからも書面による別段の意思表示がなされない場合は、引き続き1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

覚書を締結したことの証として、本書を3通作成し、それぞれ1通を所有することとする。

令和元年7月5日

東京大学大学院医学系研究科

医療情報学分野

教授 大江 和

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

課長 宮崎 敦文



一般財団法人医療情報システム開発センター